

採用活動におけるハラスメント防止に関する方針

一般社団法人 広島県栽培漁業協会

採用活動基本方針

広島県栽培漁業協会は、採用活動において求職者（インターンシップ参加者を含む）一人ひとりを個として尊重し、求職者に対する就活ハラスメントを一切禁止いたします。就活ハラスメントとは、求職者に対するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメントにより、求職者の就職活動を阻害し、能力の発揮に重大な悪影響を生じさせる等求職活動を行う上で看過できない程度の支障を生じさせることをいいます。

当協会の取り組み

1. 本方針を内外に明示し、採用活動に関与する役職員に周知します。
2. 求職者と接点を持つ役職員に対する教育・研修を継続的に実施します。
3. 就活ハラスメント等に関する相談窓口を設置し、プライバシー保護にも配慮して、秘密を厳守します。
4. 相談があった場合は、事実関係を確認のうえ、迅速かつ適切に対応します。人権への負の影響が判明した場合は、その是正・救済に取り組みます。
5. 相談・申告を理由とする不利益な取扱いを行いません。
6. 再発防止のため、必要な是正措置および制度の見直しを行います。

具体的な取り組み

1. 求職者と役職員が接点を持つ際には、ハラスメントが起こることがないように次のルールを定め、就職説明会、面接やインターンシップにかかわる役職員に対して教育を実施しています。
2. 求職者とのやりとりは固定電話および組織メールを使用し、私用端末の使用は禁止とする。
3. 求職者と1対1で面会するときは、協会施設、貸し会議室、学校構内や近辺のオープンスペース等、第三者の目がある環境で行う。
4. 就職説明会、学校訪問、インターンシップ等の際に懇親会を実施する場合は、希望者のみが参加できるよう配慮し、原則として1対1の会食は禁止とする。

就活ハラスメントに関する相談窓口

就職活動に際して役職員によるハラスメント行為を受けたり、見聞したりしたとき、また、現実には生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合は、下記の相談窓口までご相談ください。

相談窓口においては、躊躇なく通報・相談ができるよう、プライバシーを保護するための必要な措置を講じております。また、通報・相談をしたことを理由とする不利益な取扱いも禁止しておりますので、相談窓口への通報・相談が当社の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

相談窓口：

一般社団法人広島県栽培漁業協会 管理部

電話 0846-24-1631

メールアドレス info@hiroshima-pffa.or.jp

起案

（案の要旨）

令和8年10月1日づけで、カスタマーハラスメント及び求職者に対するハラスメントの対応が義務づけられたため、案のとおり当協会の基本方針を定める。

（根拠規定）

①カスハラ

【労働施策総合推進法（抄）】

第33条

事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものによりその当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業主は、他の事業主から当該他の事業主が講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

②求職者セクハラ

【男女雇用機会均等法（抄）】

第13条

事業主は、求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び次項並びに次条において「求職者等」という。）によるその求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動（以下この項及び同条第一項において「求職活動等」という。）において行われる当該事業主が雇用する労働者による性的な言動により当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、当該求職者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が事業主による求職者等からの前項の相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（施行）

第1案一1、第2案は当協会のHPに掲載することにより公表する。第1案一2は職員に配布する。